

福祉医療費の受給資格証を

9月1日に更新します

【問い合わせ】 保険年金課 ☎22・96600 FAX 26・0151



《9月1日から》

福祉医療費の受給資格証が変わります

受給資格証の更新にあたっては所得制限がありませんので、本人や保護者、扶養義務者などの前年中の所得に基づき、現在資格のある人の受給資格を見直します。

9月以降も福祉医療費受給資格のある人には、新たに受給資格証（青色）を送付します。県内の医療機関などで受診するときは、健康保険証と併せて窓口に提示してください。

受給資格条件に該当する人で、受給資格認定申請をしていない人は先に認定申請をしてください。

※現在受給中の人は、更新の手続きは不要です。ただし、前年度以前に所得超過などで受給資格証が交付されていない人は改めて手続きが必要です。（8月29日金までに申請をすると資格のある人には9月1日からの受給資格証を送付します。）

★障がい者医療

【対象者】

次の①～③のいずれかに該当する人で、本人・扶養義務者などの所得が制限額表の額未満の人
 ①身体障害者手帳1～3級のいずれかをお持ちの人
 ②療育手帳AまたはBをお持ちの人
 ③精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの人

【助成対象医療費】

- 償還払い（*1）
- 医療保険各法による自己負担相当額（*2）
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人は、入院以外の医療費
- 【申請に必要なもの】
- 健康保険証
- 印鑑
- 振込先のわかるもの
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のうち該当するすべての手帳
- 本人・扶養義務者などの所得証明書（*4）

扶養の人数	本人の所得額	配偶者・扶養義務者の所得額
0人	360.4	628.7
1人	398.4	653.6
2人	436.4	674.9
3人	474.4	696.2
4人	512.4	717.5
5人	550.4	738.8

★一人親家庭等医療

【対象者】

次の①～④のいずれかに該当する人で、本人・扶養義務者などの所得が制限額表の額未満の人
 ①母子家庭で養育されている18歳未満児（*3）とその母
 ②父子家庭で養育されている18歳未満児（*3）とその父
 ③父または母のいない18歳未満児（*3）とその養育者
 ④父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある18歳未満児（*3）とその父または母

【助成対象医療費】

- 償還払い（*1）
- 医療保険各法による自己負担相当額（*2）
- 【申請に必要なもの】
- 健康保険証
- 印鑑
- 振込先のわかるもの
- 児童扶養手当証書または公的年金証書と児童・養育者の戸籍謄本
- 本人・扶養義務者などの所得証明書（*4）

扶養の人数	本人の所得額	児童などの養育者、配偶者・扶養義務者の所得額
0人	192.0	236.0
1人	230.0	274.0
2人	268.0	312.0
3人	306.0	350.0
4人	344.0	388.0
5人	382.0	426.0

★子ども医療

【対象者】

小学校を修了する年の最初の3月31日までの子どもで保護者の所得が制限額表の額未満の人

【助成対象医療費】

- 償還払い（*1）
- 医療保険各法による自己負担相当額（*2）

【申請に必要なもの】

- 健康保険証（子どもの氏名が記載されたもの）
- 印鑑
- 振込先のわかるもの
- 保護者の所得証明書（*4）

◆今年9月の受診分から

中学生の入院分医療費を助成します

受給資格証は発行しませんので事前に申請をする必要はありません。入院後に申請をしてください。（診療月から2年以内に申請してください。）

【対象者】

中学校を修了する年の最初の3月31日までの子

どもで保護者の所得が制限額表の額未満の人

【助成対象医療費】

- 償還払い（*1）
- 医療保険各法による入院分の自己負担相当額（*2）

【申請に必要なもの】

- 健康保険証（子どもの氏名が記載されたもの）
- 印鑑
- 振込先のわかるもの
- 医療機関発行の入院分の領収書（氏名・医療機関名・保険点数・領収印などを記載のもの）
- 保護者の所得証明書（*4）

子ども医療費所得制限額表
(万円)

扶養の人数	保護者の所得額
0人	622.0
1人	660.0
2人	698.0
3人	736.0
4人	774.0
5人	812.0



◆市民一人ひとりが非核平和について考える機会として

ひゅーまんフェスタ 2014

【問い合わせ】 人権政策・男女共同参画課

☎ 47-1286 FAX 47-1288



【とき】

9月7日(日)

午後1時30分～4時

【ところ】 伊賀市文化会館 さまざまホール

【内容】

○基調講演

テーマ：語り伝えるヒロシマ・ナガサキ

講師：立命館大学国際平和ミュージアム

名誉館長 安齋 育郎さん

○第10回伊賀市非核平和推進中学生広島派遣報告

報告者：市内中学生代表 10人

○被爆体験講話

講師：三重県原爆被災者の会

森岡 文孝さん

